

令和 6 年 2 月 22 日

総務部 総務課

江東区事務手数料条例の一部改正について

1 改正の理由

戸籍法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正する。

2 改正の概要

- (1) 戸籍法の一部改正に伴い、広域交付による戸籍証明書（戸籍謄本）等の発行手数料、戸籍電子証明書等の請求に対する戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行に係る事務手数料等を新たに定める。（別表第 2 関係）
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の題名の改正に伴い、当該法律名を引用する規定を改める。（別表第 6、別表第 8 関係）

改正前：建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

改正後：建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律

- (3) 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部改正により、東京都知事の権限に属する事務のうち特別区が処理することとする事務から、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務が削除されたことに伴い、当該事務に係る手数料のうち、延べ面積が一万平方メートルを超える建築物に係る手数料の規定を削る。（別表第 7 関係）

3 施行期日

令和 6 年 3 月 1 日。ただし、(2)については令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

江東区事務手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表第1 (略)				別表第1 (略)			
別表第2 区民部関係手数料 (第6条関係)				別表第2 区民部関係手数料 (第6条関係)			
事務	手数料の 名称	額	徴収 時期	事務	手数料の 名称	額	徴収 時期
1 戸籍法 (昭和22年法律第224号) 第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第26条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄本又は抄本の交付手数料 戸籍の全部、個人部、個人又は一部を証明した戸籍証明書の交付手数料	1通につき 450円。ただし、 <u>戸籍の全部又は個人を証明した戸籍証明書の交付の場合</u> は、1通につき 350円	(略)	1 戸籍法 (昭和22年法律第224号) 第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第26条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、 <u>第120条の2第1項</u> 若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍の謄本又は抄本の交付手数料 戸籍証明書の交付手数料	1通につき 450円。ただし、 <u>戸籍証明書の証明書自動交付機による交付の場合</u> は、1通につき 350円	(略)
2 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第26条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍の記載事項証明書の交付手数料	証明事項1件につき 350円	交付申請のとき	2 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第26条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍の記載事項証明書の交付手数料	証明事項1件につき 350円	交付申請のとき
				3 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 (情報通信技術を活用)	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 (情報通信技術を活用)	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき 400円	発行申請のとき

				<p>した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>					
3	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条	除籍謄本又は抄本の交付手	(略)	(略)	4	戸籍法第12条の2において準用する同法第10条	除籍の謄本又は抄本の交付	(略)	(略)

<p>第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>	<p>手数料 除籍の全部、個人又は一部を証明した除籍証明書の交付 手数料</p>			<p>第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付</p>	<p>手数料 除籍証明書の交付 手数料</p>		
<p>4 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>除籍の記載事項証明書の交付 手数料</p>	<p>証明事項1件につき450円</p>	<p>交付申請のとき</p>	<p>5 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付</p>	<p>除籍の記載事項証明書の交付 手数料</p>	<p>証明事項1件につき450円</p>	<p>交付申請のとき</p>
				<p>6 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号の発行 手数料</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円</p>	<p>発行申請のとき</p>

				子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）					
5	戸籍法第48条第1項（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定	届出の受理証明書の交付手数料 届書等の記載事項証明書の交付手数料	(略)	(略)	7	戸籍法第48条第1項（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に	届出の受理証明書の交付手数料 届書記載事項証明書の交付手数料 届書等情報内容証明書の交付手数料	(略)	(略)

に基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付				基づく届書その他区長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付			
6 戸籍法第48条第2項(同法第17条において用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書等の閲覧手数料	書類1件につき350円	(略)	8 戸籍法第48条第2項(同法第17条において用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他区長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを1件につき350円	届書等の閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件につき350円	(略)
7 (略)				9 (略)			
備考 (略)				備考 (略)			
別表第3～別表第5 (略)				別表第3～別表第5 (略)			
別表第6 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務に係る手数料を除く。)(第6条関係) (略)				別表第6 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務に係る手数料及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務に係る手数料を除く。)(第6条関係) (略)			
別表第7 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料)(第6条関係) (別添1のとおり)				別表第7 都市整備部関係手数料(都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料)(第6条関係) (別添2のとおり)			
別表第8 都市整備部関係手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料)(第6条関係) (別添3のとおり)				別表第8 都市整備部関係手数料(建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料)(第6条関係) (別添4のとおり)			
別表第9 (略)				別表第9 (略)			

附 則

この条例中別表第 2 及び別表第 7 の改正規定は令和 6 年 3 月 1 日から、別表第 6 及び別表第 8 の改正規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

現行

(別添1)

別表第7 都市整備部関係手数料 (都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料)
(第6条関係)

事務	手数料の名称及び額			徴収時期		
<p>1 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9の項に掲げる額(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)</p>				<p>認定申請のとき</p>	
	<p>(1) 申請に併せて区長が指定する者(以下「適合性確認機関」という。)が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p>	(略)				
		<p>イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)</p>	(略)			
			<p>(イ) 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)</p>	<p>(略) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p>	<p>126,000円</p>	
				<p>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</p>	<p>160,000円</p>	
				<p>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>200,000円</p>	
			<p>(ウ) 非住宅の部分(住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。)</p>	<p>(略)</p>		
				<p>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p>	<p>126,000円</p>	
		<p>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</p>		<p>160,000円</p>		
		<p>ウ ア及びイ以外の建築物</p>	<p>建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの</p>	<p>126,000円</p>		
<p>建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの</p>			<p>160,000円</p>			
<p>建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>200,000円</p>					
<p>(2)</p>	(略)					
	<p>(1)</p>	(略)				

以外 の場 合	住宅等	(イ) 共用部 分	(略)		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	359,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	429,000円	
		(ウ) 非住宅 の部分	(略)		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	670,000円	
			当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	789,000円	
		ウ ア 及 び以外 の建築物	(略)		
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	670,000円	
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	789,000円	
				建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	900,000円
2 都 市の 低炭 素化 の促 進に 関す る法 律第 55条 第1項 の規 定に 基づ く低 炭素 建築 物新 築等 計画 の変 更の 認定 の申 請に	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9の項に掲げる額(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			変更 認定 申請 のとき	
	(1) 申 請に 併せ て適 合性 確認 機関 が作 成し た都 市の 低炭 素化 の促 進に 関す る法 律第 54	(略)			
	イ 共同 住宅等	(略)			
		(イ) 共用部 分	(略)		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの		88,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの		112,000円		
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの		140,000円
	(ウ) 非住宅 の部分	(略)			
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	88,000円		

対する審査	第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	112,000円	
			当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円	
		ウ ア 及びイ以外の建築物	(略)		
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	88,000円	
			建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	112,000円	
			建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	140,000円	
		(2)	(略)		
		(1) 以外の場合	イ 共同住宅等	(略)	
			(イ) 共用部分	(略)	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	205,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	247,000円		
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	290,000円		
	(ウ) 非住宅の部分	(略)			
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	361,000円		
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	427,000円		
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円		
	ウ ア 及びイ以外の建築物	(略)			
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	361,000円		
		建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	427,000円		
		建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの	491,000円		

改正案

(別添2)

別表第7 都市整備部関係手数料 (都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務に係る手数料)
(第6条関係)

事務	手数料の名称及び額			徴収時期	
1 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9の項に掲げる額(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)				認定申請のとき
	(1) 申請に併せて区長が指定する者(以下「適合性確認機関」という。)	(略)			
	イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)	(イ) 共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	(略)	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	126,000円
		(ウ) 非住宅の部分(住戸の部分及び共用部分以外の部分をいう。以下同じ。)	(略)	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	126,000円
	ウ ア及びイ以外の建築物	(略) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの			126,000円
(2)	(略)				
(1)	イ 共同 (略)				

	以外 の場 合	住宅等	(イ) 共用部 分	(略) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートルを超え、1 0,000平方メートル以内の もの	359,000円
			(ウ) 非住宅 の部分	(略) 当該部分の床面積の合計が 5,000平方メートルを超 え、10,000平方メート ル以内のもの	670,000円
		ウ ア及 びイ以外 の建築物	(略)	建築物の延べ面積が5,000平方メート ルを超え、10,000平方メートル以内 のもの	670,000円
			(略)		
2	都市の 低炭素化 の促進に 関する法 律第55条 第1項の 規定に基 づく低炭 素建築物 新築等計 画変更認 定の申請 に対する 審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9の項に掲げる額(建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			変更 認定 申請 のとき
	(1) 申 請に併 せて適 合性確 認機関 が作成 した都 市の低 炭素化 の促進 に関する 法律第 54条第 1項各 号に掲 げる基 準に適 合してい ることを 示す書 類が提 出された 場合	(略)			
		イ 共同 住宅等	(略)		
			(イ) 共用部 分	(略) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートルを超え、1 0,000平方メートル以内の もの	88,000円
			(ウ) 非住宅 の部分	(略) 当該部分の床面積の合計が5, 000平方メートルを超え、1 0,000平方メートル以内の もの	88,000円
		ウ ア及 びイ以外 の建築物	(略)	建築物の延べ面積が5,000平方メート ルを超え、10,000平方メートル以内 のもの	88,000円
(2)	(略)				
(1) 以外	イ 共同 住宅等	(略)			
		(イ) 共用部	(略)		

の 場 合	分	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	205,000円	
		(ウ) 非住宅の部分	(略) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	361,000円
	ウ ア 及 びイ以外 の建築物	(略)		
		建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの		361,000円

現行

(別添3)

別表第8 都市整備部関係手数料 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務に係る手数料) (第6条関係)

事務	手数料の名称及び額		徴収時期
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (1) 非住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。)の用途が工場等 (工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。) のみの場合 (略)		計画提出又は計画通知のとき
2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	(略)		
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物については別表第6の9の項に掲げる額 (建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額) に相当する額を加えた額) (1) 申請に併せて 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合 (略)		認定申請のとき
4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物については別表第6の9の項に掲げる額 (建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額) に相当する額を加えた額) (1) 申請に併せて 建築物のエネルギー消費性能の		変更認定申請のとき

審査	向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合		
5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (略)	認定申請のとき
6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明	(略)	(略)	

備考

- 1 (略)
- 2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれ別表第8の3の部(2)の款イの項(イ)又は4の部(2)の款イの項(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、別表第8の1の部(1)の項の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画

の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、別表第8の2の部(1)の項の規定により算出した額とする。

5 (略)

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。

7 (略)

8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、別表第8の3の項の規定により算出した額とする。

11・12 (略)

改正案

(別添4)

別表第8 都市整備部関係手数料 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく事務に係る手数料) (第6条関係)

事務	手数料の名称及び額			徴収時期
1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			計画提出又は計画通知のとき
	(1) 非住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表において同じ。) の用途が工場等 (工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この表において同じ。) のみの場合	(略)		
2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	(略)			
3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9の項に掲げる額 (建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額) に相当する額を加えた額)			認定申請のとき
	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(略)		
	(略)	(ア) 住宅部分 (建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)	(略)	
4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第2項において準用する第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について別表第6の9の項に掲げる額 (建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基について同表の10の項又は11の項に掲げる額の手数料を加えた額) に相当する額を加えた額)			変更認定申請のとき
	(1) 申請に併せて	(略)		

の変更の認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合		
5 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	(1) 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (略)	認定申請のとき
6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明	(略)		

備考

- 1 (略)
- 2 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下この表において「向上計画認定申請手数料等」という。）の額は、それぞれ別表第8の3の部(2)の款イの項(イ)又は4の部(2)の款イの項(イ)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。
- 3 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下この表において同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、別表第8

- の1の部(1)の項の規定により算出した額とする。
- 4 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、別表第8の2の部(1)の項の規定により算出した額とする。
 - 5 (略)
 - 6 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。
 - 7 (略)
 - 8 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築(同法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除く。)を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。
 - 9 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物(同項に規定する申請建築物をいう。)の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。
 - 10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として同項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、別表第8の3の項の規定により算出した額とする。
 - 11・12 (略)